

平成31年4月8日

保護者の皆様へ

徳島県立みなと高等学園
校長 本田 敦彦

学校において予防すべき感染症の出席停止基準について（お知らせ）

学校において予防すべき感染症（学校感染症）と出席停止基準は、次のとおりです。

お子様が次表のような感染症（学校感染症）にかかった、またはかかっている疑いがある場合には、症状の早期回復と他の生徒への感染を防ぐ目的で出席停止となりますので、速やかにホームルーム担任へ御連絡の上、医師から登校許可が出るまでまたは出席停止期間の基準により学校を休ませてください。

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

	病 名	出席停止の期間の基準
第一種	1 エボラ出血熱 2 クリミア・コンゴ出血熱 3 痘そう 4 南米出血熱 5 ペスト 6 マールブルグ病 7 ラッサ熱 8 急性灰白髄炎（ポリオ） 9 ジフテリア 10 重症急性呼吸器症候群（SARS） 11 中東呼吸器症候群（MERS） 12 特定鳥インフルエンザ（H5N1, H7N9）	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ → （特定鳥インフルエンザを除く） 2 百日咳 → 3 麻疹（はしか） → 4 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） → 5 風疹（三日ばしか） → 6 水痘（水ぼうそう） →	→発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで →特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで →解熱した後3日を経過するまで →耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで →発疹が消失するまで →すべての発疹が痂皮化するまで

	<p>7 咽頭結膜熱（プール熱） →</p> <p>8 結核 →</p> <p>9 髄膜炎菌性髄膜炎 →</p>	<p>→主要症状が消退した後2日を経過するまで</p> <p>→病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p> <p>→病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>
	<p>※ ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められたときは、この限りではない</p>	
第三種	<p>1 コレラ</p> <p>2 細菌性赤痢</p> <p>3 腸管出血性大腸菌感染症</p> <p>4 腸チフス，パラチフス</p> <p>5 流行性角結膜炎</p> <p>6 急性出血性結膜炎</p> <p>7 その他の感染症</p> <p>(1) 感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症， ロタウイルス感染症等)</p> <p>(2) サルモネラ感染症， カンピロバクター感染症</p> <p>(3) マイコプラズマ感染症</p> <p>(4) インフルエンザ菌感染症， 肺炎球菌感染症</p> <p>(5) 溶連菌感染症</p> <p>(6) 伝染性紅斑</p> <p>(7) 急性細気管支炎 (RSウイルス感染症等)</p> <p>(8) EBウイルス感染症</p> <p>(9) 単純ヘルペス感染症</p> <p>(10) 帯状疱疹</p> <p>(11) 手足口病</p> <p>(12) ヘルパンギーナ</p> <p>(13) A型肝炎（発病初期）</p> <p>(14) B型肝炎（急性期）</p>	<p>病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで</p> <p>学校では通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、<u>校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものである。</u> <u>出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の様態等を考慮の上で判断する。</u> 学校でしばしば流行するものの一部を例示したもので、必ず出席停止行うべきというものではない。</p>

治癒して登校する際に、医師の「診断書」または「受診証明書（登校許可証明書）」〔様式1〕を担任まで御提出ください。また、インフルエンザの場合は、保護者による「受診報告書」〔様式2〕と医療機関発行の証明書（医療機関名、受診日およびインフルエンザ検査の実施や抗インフルエンザ薬処方の記載があるもの）により、受診証明書に代替することができます。

なお、医療機関での診断及び文書料等の諸費用については、保護者負担でお願いします。